

議題16

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案 (. . . 第 回総会 ; 市)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input checked="" type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input type="checkbox"/> 国	担当省庁	
	<input checked="" type="checkbox"/> 県	担当部局課室	農政部 農業技術課
	<input type="checkbox"/> その他	名 称	
件名	水田活用直接支払交付金要件見直しに伴う支援制度の創設について		
提案市	茅野市		
提案要旨	<p>水田活用直接支払交付金は要件の厳格化により、5年に1度の水張りが必須となったが、長年に渡り、ビニールハウス等の施設栽培やそばなどが作付けされたほ場に一定期間水を張ることは、作物の正常な生育に支障を来たすことが懸念される。</p> <p>こうした5年に1度の水張り要件を満たすことが好ましくないほ場に対し、「農家の営農継続と遊休荒廃地対策」を目的とした、新たな支援制度の創設を要望する。</p>		
提案理由	<p>県内では、転作作物として「そば」が広く作付けされ、遊休荒廃地の拡大を防ぐ大きな要因となっている。また、そばは野菜や花き等に比べ収益性が低い、生育管理等の労働力はさほど高くない。担い手の減少や高齢化が進む中、水張りが好ましくない「そば」等の作付けによる営農の継続や遊休荒廃地対策につなげるため、直接支払交付金に代わる新たな支援が必要である。</p>		
現況及び課題等	<p>当市においても、転作作物としては「そば」が広く作付されているが、そばの栽培は経営の観点に絞ると非常に厳しく、交付金に頼らざるを得ない現状があると聞いている。</p> <p>5年に1度の水張り要件を満たせず、交付金が無くなるとそば等の国が本作化を進める作物は採算割れとなる。また、交付対象水田から除外された農地は担い手が引き受けず、生産者の離農や遊休荒廃地の更なる増加が予想される。</p>		
関係法令	農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律 (平成18年6月21日法律第88号)		